

教育委員会提出議案

第14号議案

豊島区文化財の登録について
上記の議案を提出する。

令和7年3月27日

豊島区教育委員会教育長 金子 智雄

豊島区文化財の登録について

豊島区文化財の登録について、次のとおり決定する。

1. 根拠法令

豊島区文化財保護条例第23条第1項第3号による

2. 審議事項

(1) 豊島区文化財の登録

①有形文化財（考古資料）

名 称：染井遺跡（STハイム地区）出土遺物1件

所有者：豊島区

管理者：豊島区教育委員会

②有形文化財（考古資料）

名 称：旧感応寺境内遺跡（新日本製鐵マンション地区）出土遺物1件

所有者：豊島区

管理者：豊島区教育委員会

3. 登録の理由

別紙「答申書（写）」の通り

(説 明)

豊島区文化財保護条例第23条第1項第3号の規定により、豊島区文化財保護審議会に、文化財の登録について諮問したところ、別紙のような答申を得た。

よって豊島区文化財保護条例第7条の規定により文化財を登録するため、本案を提出する。

答 申 書



豊島区文化財保護審議会

令和7年2月21日

豊島区教育委員会 様

豊島区文化財保護審議会
会 長 菊池 徹夫

豊島区文化財の登録について（答申）

令和6年7月22日付、6豊教庶発第831号をもって諮問がありました豊島区文化財の登録について、豊島区文化財保護審議会において、令和6年7月30日と令和7年2月21日の2回にわたり審議を行った結果、下記の通り意見が一致したので答申します。

記

1. 登録件名

（1）有形文化財（考古資料）

名 称	染井遺跡（S Tハイム地区）出土遺物	1 件
所有者	豊島区	
管理者	豊島区教育委員会	

（2）有形文化財（考古資料）

名 称	旧感応寺境内遺跡（新日本製鐵マンション地区）出土遺物	1 件
所有者	豊島区	
管理者	豊島区教育委員会	

このことについて、諮問のとおり登録することに異議ありません。

有形文化財

1. 名 称 染井遺跡（S Tハイム地区）出土遺物
2. 数 量 出土遺物 1 件（縄文時代、弥生時代、近世から近代の遺物）整理箱 5 箱
3. 登録種別 豊島区登録有形文化財（考古資料）
4. 所 有 者 豊島区
5. 管 理 者 豊島区教育委員会
6. 登録基準 「豊島区文化財登録・指定基準」第 1 豊島区登録文化財 1 豊島区登録有形文化財（5）考古資料ア「各時代の遺物・遺跡で学術的価値のあるもの」およびイ「区の歴史上重要と認められるもの」に該当する。

7. 登録理由

登録する遺物は、2007（平成19）年に実施した染井遺跡の発掘調査による出土遺物である。

調査した地点は染井遺跡の南東端付近に位置し、遺跡の北東を流れる谷田川^{やた}に面する標高22mほどの台地の上に立地する。付近は台地の縁辺が近く、支谷が樹枝状に発達して複雑な地形を呈している。

発掘調査は約81㎡を対象としており、弥生時代中期の方形周溝墓の一部と推定される溝状の遺構と、近世から近代の柱穴列や植栽痕、防空壕と考えられる階段つきの堅穴などが発見された。遺物では縄文時代の早期から後期の土器や石器、礫、弥生時代（後期）の土器、近世から近代の陶磁器・土器をはじめとする遺物が出土している。

出土した遺物のうち多数を占めるのは礫およびそれらの碎片である。1,201点を採取している。この礫は縄文時代の遺物包含層から出土したものであり、ほとんどすべての礫に煤やタールと推測される黒色付着物や、熱を受けた結果である赤化が認められた。さらにその大半が小破片であることから、縄文時代の集石遺構（調理の痕）に用いられた礫が長年使いこむうちに割れて小さくなり、使えなくなって廃棄されたものが本地区で出土した礫の性格ではないかと考えられる。

縄文時代の遺物としては、縄文早期37点、前期10点、中期30点、後期6点、ほかに時期不詳の物が57点出土し、石器は黒曜石の剝片と石

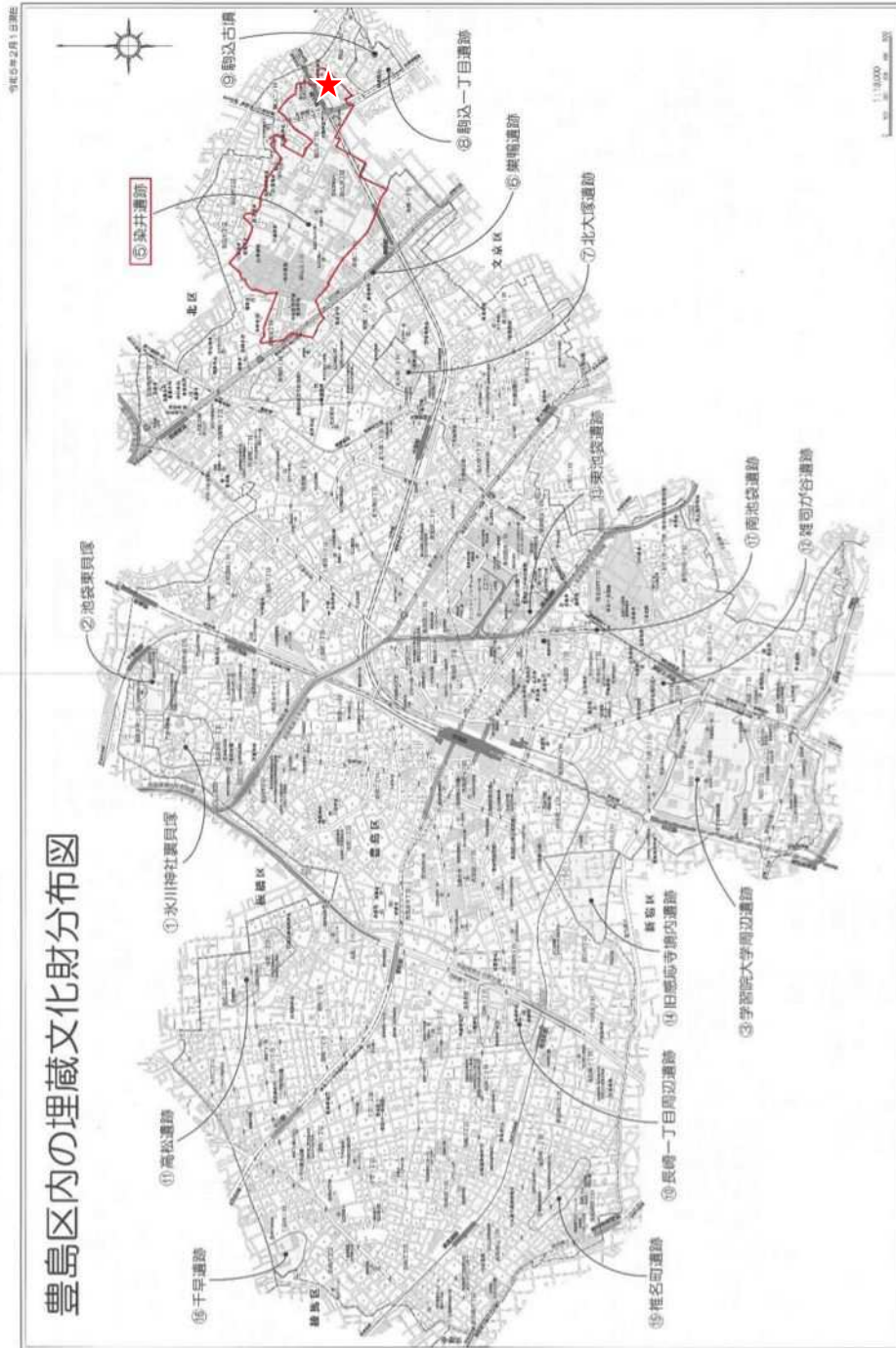
皿の破片が出土した。接合できるものはなくいずれも小破片である。上述の礫の出土状況とともに、周辺に縄文時代の遺構が存在する可能性を示す資料である。

弥生時代の遺物は、弥生時代後期の土器4点が出土しているが全て小片である。うち2点は方形周溝墓の一部と思われる溝の覆土から出土している。

近世から近代の遺物は、堀の跡や植栽痕、防空壕と推定される階段つきの竪穴などから133点が出土した。18世紀後半から19世紀にかけての遺物が主であるが特に1870年代以降に普及した人工コバルトで染付を施した製品が多い。食器、調理具、火鉢や香炉などの調度品、ガラス瓶、植木鉢など日常生活道具が多く出土し、江戸時代から明治、大正、昭和初期にかけて本地区周辺に暮らした人々の生活の様子を伝えている。

以上のように、本地区出土資料は、縄文時代、弥生時代、近世から近代の本地区周辺で活動した人々の様相を示す貴重な資料である。

8. 参考資料 『染井XX I 東京都豊島区・染井遺跡（STハイム地区）の発掘調査』 特定非営利活動法人としま遺跡調査会 2012年1月



染井遺跡の位置



出土した礫の一部



4 (表)



4 (裏)

縄文時代早期の土器
条痕文系、胎土に繊維を含む



8



9

縄文時代前期の土器
8 黒浜式、9 諸磯c 式

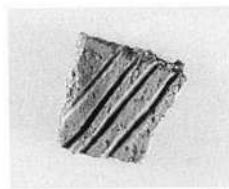


18



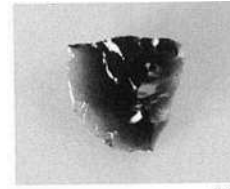
19

縄文時代中期の土器
18 勝坂式、19 加曾利 E 3 式



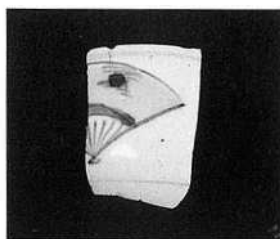
25

縄文時代後期の土器



36

黒曜石の剥片



1



3

磁器碗

上江戸時代、下明治時代



5

陶器鉢



11

盃台

これに盃を乗せて客人に
酒を勧める。

有形文化財

1. 名 称 旧感応寺境内遺跡（新日本製鐵マンション地区）出土遺物
2. 数 量 出土遺物 1 件（近世から近代の遺物）整理箱58箱
3. 登録種別 豊島区登録有形文化財（考古資料）
4. 所 有 者 豊島区
5. 管 理 者 豊島区教育委員会
6. 登録基準 「豊島区文化財登録・指定基準」第 1 豊島区登録文化財 1 豊島区登録有形文化財（5）考古資料ア「各時代の遺物・遺跡で学術的価値のあるもの」およびイ「区の歴史上重要と認められるもの」に該当する。

7. 登録理由 登録する遺物は、目白三丁目23番5号におけるマンション建築計画に先立つ発掘調査で出土した。本地区は、旧感応寺境内遺跡において初めて学術報告書として成果が報告された地点である。

「旧感応寺境内遺跡」は天保年間（1830～1844）に存在した鼠山感応寺の寺域を範囲とした遺跡であり、近世は雑司ヶ谷村の西端に位置している。

本遺跡の一部は17世紀後期に、『御府内場末往来其外沿革図書』（以下、『沿革図書』）の「延宝年中の形」（1673～1681）において「安藤但馬守下屋敷」として描かれており、感応寺成立以前は武家屋敷として用いられていた。

1834（天保5）年に、安藤但馬守下屋敷は感応寺造営のために上地となり、1838（天保9）年には開堂供養を執り行うこととなった。しかし、1841（天保12）年の11代将軍徳川家斉没後ののち、天保の改革の一環で廃寺となった。そのため、感応寺は4年間という短期間しか存続しなかったことになる。

その後、感応寺の寺域は分筆され、丹波園部藩小出信濃守下屋敷や旗本、宗教者が集住することとなった。『沿革図書』の「天保十三年同十四年の形」（1842～1843）によれば、本地区には羽黒山・月山・湯殿山の出羽三山（山形県）を修行場にした「羽黒修験」、金峯山（奈良県）を修行場とし醍醐寺三宝院（京都府）を本寺とする当山派の修験者などが居住したことが記されている。これは、1843（天保15）年に幕府が「市井居住の巫覡修験」を浅草や鼠山へ移住を強制したことによる。

登録を行う遺物の調査地点は、このうちの羽黒修験の居住地で、近代になると本地区周辺は、『東京近傍1万分1地形図』（1909〔明治42〕年）によれば竹林へと変わり、「羽黒修験」の痕跡はうかがえなくなる。1937（昭和12）年には本地区周辺域が宅地化する様子が見受けられる。これは、1923（大正12）年の関東大震災、1932（昭和7）年の東京市合併が契機である。なお、尾張徳川侯爵家がこの地に居を構えたのもこの時期である。

発掘調査は1996（平成8）年11月28日から1997（平成9）年1月31日まで行った。調査の結果、遺構は近世から近代にかけてのごみ穴、植栽痕、生垣痕、花壇、畝跡、便所跡、道路状遺構のほか、近代の防空壕などが発見された。遺物は近世から近代の陶磁器・土器、瓦、陶製品、土製品、石製品、金属製品、鉄滓、ガラス製品、木製品、樹脂製品、貝類が出土した。

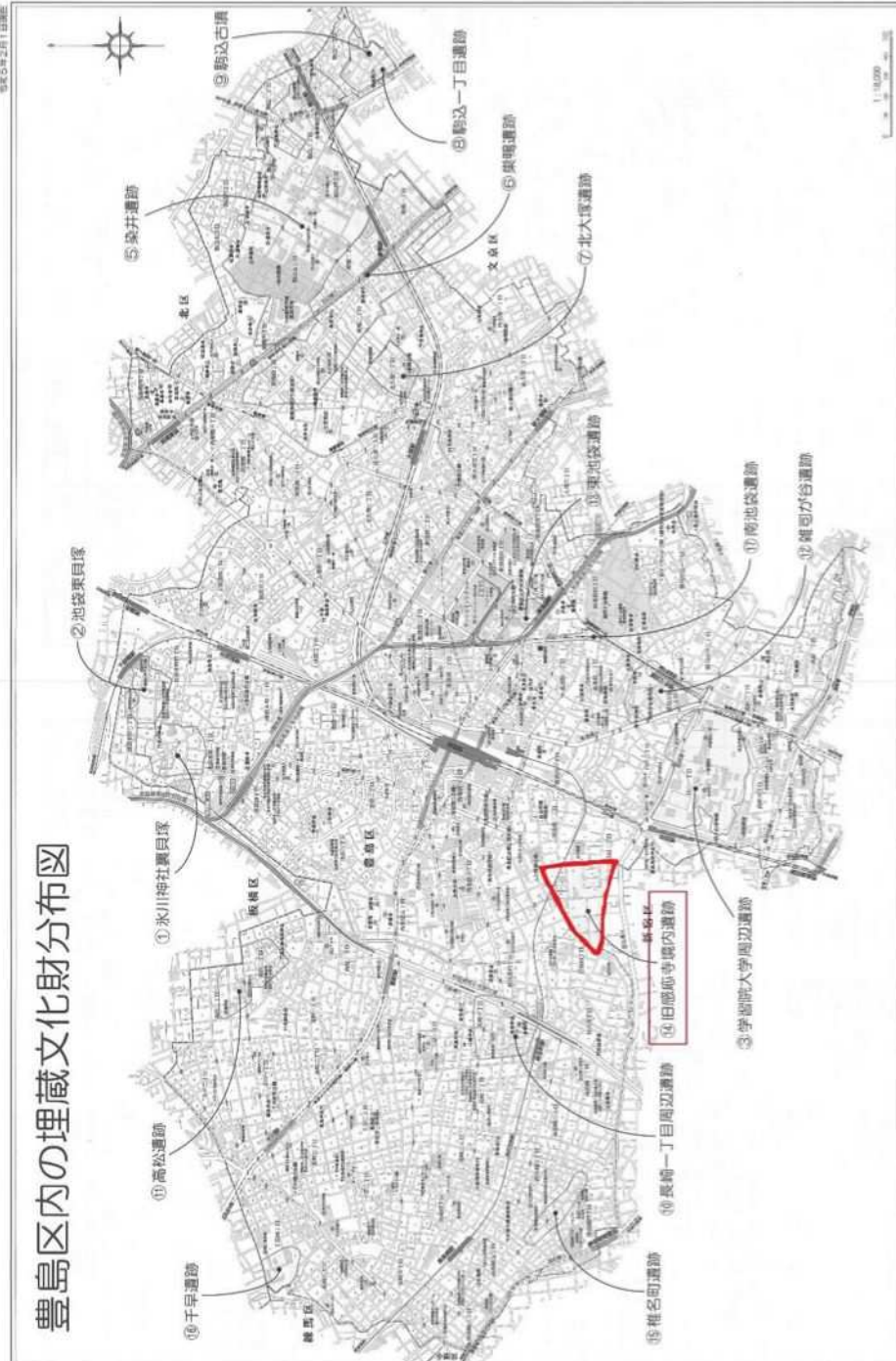
近世の遺構・遺物を総合的に分析すると、「羽黒修験」が居住していた19世紀後期のものと思われ、とりわけ、遺物が多量に出土した遺構6基からは、幕末頃（1840～1860年代）に生産されたと考えられる陶磁器や多量のマシジミ・アサリ・ハマグリなどの貝類が出土した。

6か所の遺構のうち、最も遺物が多い5号遺構からは、碗・小坏・爛德利・土瓶・灰釉德利といった飲酒・喫茶に関する陶磁器が目立ち、完形の灰釉德利が多く出土していることも特筆される。貝類は、5号・20号・46号・91号・93号遺構でとりわけ多量に出土し、91号遺構では本地区最多の1,159点が出土している。これらの遺物は、幕末のこの地における羽黒修験の生活などを反映したものかと思われる。

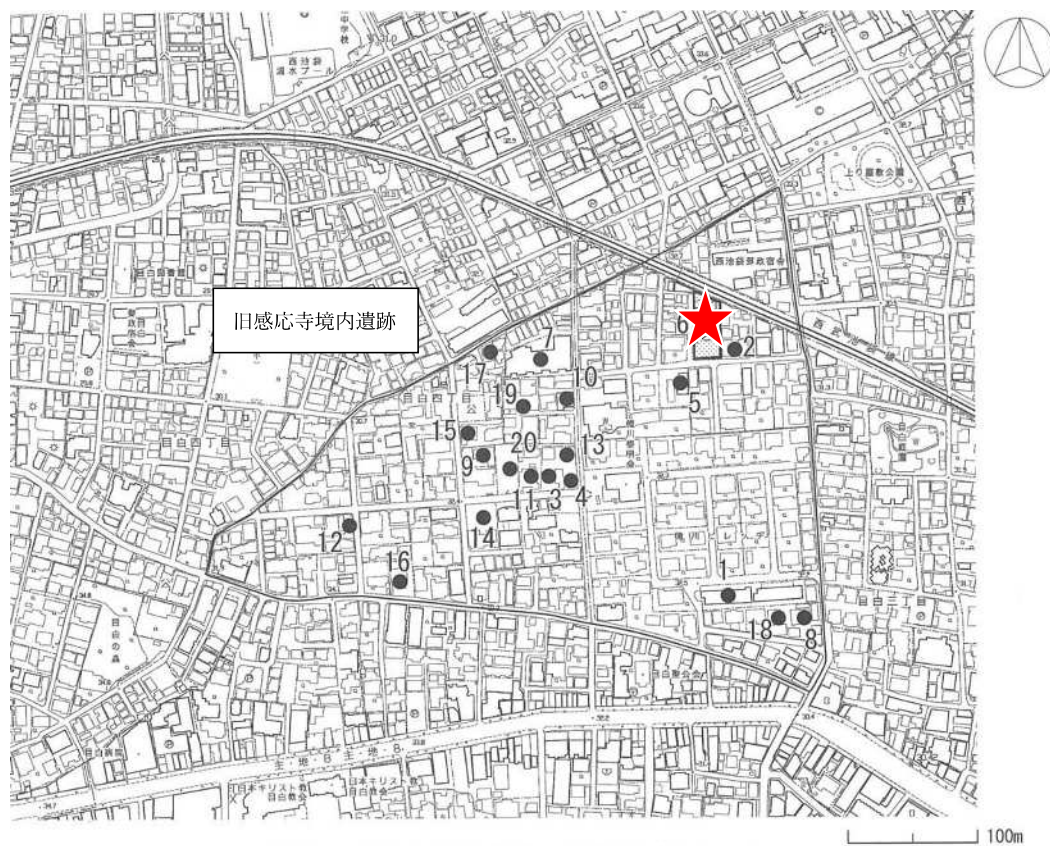
近代では大正初期まで竹林で、宅地として利用されてはいなかったが、陶磁器では明治時代の人工コバルトや銅版絵付、ガラス製品では大正時代を中心とする製品がみられ、いずれもゴミ穴や防空壕、表土から少量出土している。昭和初期に周辺が宅地化した際の生活資料として位置付けられよう。

以上、本地区出土遺物は、現在では詳細を知ることが難しい近世末の羽黒修験の生活、および近代に宅地化した目白地域の生活環境を反映する貴重な遺物である。

8. 参考資料 『旧感応寺Ⅰ 東京都豊島区・旧感応寺境内遺跡（新日本製鐵マンション地区）の発掘調査』 豊島区教育委員会 2012年3月
『豊島区史 通史編一』 東京都豊島区 1981年6月
『豊島区史 資料編三』 東京都豊島区 1979年6月



旧感応寺境内遺跡の位置



旧感応寺境内遺跡の範囲と新日本製鐵マンション地区の位置



調査区全景(北から)



延宝年中（1830～1844）の形



天保五年（1834）の形

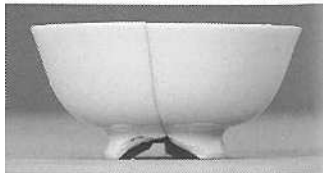


天保十三年（1842）同十四卯年（1843）の形

『御府内場末往来往還其外沿革図書』にみる遺跡の土地利用の変遷



碗



薄手酒杯



徳利



爛徳利



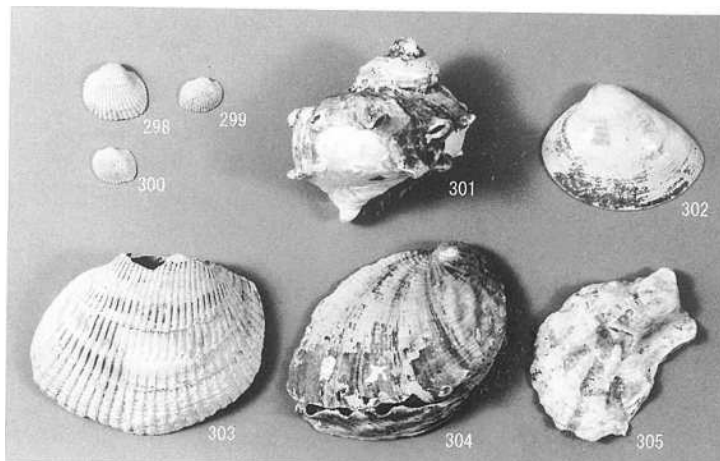
土瓶



焙烙

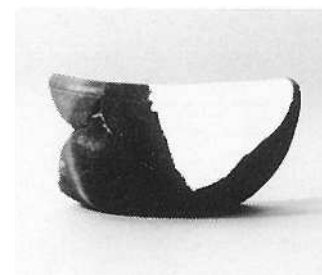


上・灯明皿 下・燈火受付皿



自然遺物（貝類）

出土遺物の一例



瓦質火鉢



石碑所在地



中央が該当の石碑



奉 登山湯殿山 月山 羽黒山
西国秩父坂東百番巡礼

石碑（南長崎一丁目 12 番所在）

区内の羽黒修験関連 文化財